

## 長瀬町おもてなし力向上支援事業補助金交付要綱

令和3年6月1日

告示第66号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた新しい生活様式定着の促進を目的に、感染予防や事業継続に向けた新製品・新サービスの開発など、変革に取り組む中小企業等を支援するため、長瀬町おもてなし力向上支援事業補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内において交付することについて、長瀬町補助金等の交付手続等に関する規則(昭和59年長瀬町規則第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、町内に事業所を有する法人又は個人事業主とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当するものは対象としない。

- (1) 町税等に滞納がある者(納税猶予の許可を受けている場合を除く。)
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号、同項第5号及び同条第5項に規定する営業を行っている者
- (3) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、長瀬町暴力団排除条例(平成24年長瀬町条例第10号)第2条第2号に規定する暴力団員である者。また、暴力団、暴力団員及び暴力団等が、申請事業者の経営に事実上参画している者
- (4) 宗教上の組織又は団体、政治団体
- (5) その他町長が不適切と認める者

(補助対象事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、別表に定める安心空間創出事業及び事業構造改革事業のいずれか又は両方のうち、町長が適当と認めるものとする。ただし、国、地方公共団体、公益法人等から同様の補助金の交付その他の給付に関わる決定を受けているものは対象にならない。

(対象事業の実施期間)

第4条 補助対象事業の対象期間は、令和2年4月1日以降に発注したもので、令和3年12月28日までに納品及び支払が完了するものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第3条に規定する補助対象事業の実施に係る費用（消費税及び地方消費税の額は含まない。）で、見積書及び請求書・領収書等の書類（以下「請求書等」という。）により、自社以外に対して物品、役務等の発注、納品又は支払（以下「発注等」という。）を行ったことが確認できるものとする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当するものは対象としない。

- (1) 安心空間創出事業の場合、補助対象経費の合計が1万円に満たないもの
- (2) 事業構造改革事業の場合、補助対象経費が別表に規定する個別事業単位で30万円に満たないもの
- (3) 補助対象経費の合計が100万円を超える部分（安心空間創出事業及び事業構造改革事業を併用する場合を含む。）
- (4) 消耗品の購入
- (5) 汎用性が高い物品の購入
- (6) 販売用の仕入れ
- (7) 既存設備の清掃費や更新費用、リース料や保守等のランニングコスト
- (8) 新たな生活様式と関連性が薄い物品の購入
- (9) 不動産取得費、新築・増築（これらに伴う設備工事）、移転費用
- (10) 人件費、会議費、運営費、交際費、光熱水費、切手等の購入
- (11) 安全祈願などの宗教関連費用
- (12) 公租公課（消費税含む。）
- (13) その他町長が不適切と認める費用

(補助金額及び上限額)

第6条 補助金額及び上限額は次に掲げるものとする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

- (1) 町内に事業所を有する者に対し発注等を行った場合の補助金額は補助対象経費の4分の3とし、75万円を限度とする。

- (2) 町外に事業所を有する者に対し発注等を行った場合の補助金額は補助対象経費の2分の1とし、50万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長瀬町おもてなし力向上支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和3年12月28日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 長瀬町おもてなし力向上支援事業補助金経費内訳書（様式第2号）
- (2) 最新の法人税申告書別表一の写し（法人の場合）
- (3) 最新の所得税及び復興特別所得税の確定申告書第一表又は最新の町民税・県民税申告書の写し（個人事業主の場合）
- (4) 町税の滞納額がないことの証明書

2 補助対象事業をこれから実施するものについては、前項に規定する提出書類に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 経費（税抜）が個別事業単位で5万円以上の物品、工事等の場合は、費用が分かる見積書の写し
- (2) 施工前の写真（改修事業の場合）

3 補助対象事業をすでに実施済のものについては、第1項に規定する提出書類に次に掲げる種類を添付しなければならない。

- (1) 請求明細書及び領収書等（支払日、支払先、支払内容等が確認できるもの）の写し
- (2) 補助対象事業を実施したことを示す写真

4 第1項第4号の町税の滞納額がないことの証明書は、町長が公簿によって確認できるときは添付を省略させることができる。

5 補助金の交付申請は1事業所につき1回までとし、補助対象者が町内に複数の事業所を有する場合は、申請は事業所ごとに行うものとする。

(交付の決定)

第8条 町長は、前条に規定する申請書類が提出された場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、長瀬町おもてなし力向上支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更等)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）が、交付決定を受けた事業の内容を変更（補助対象経費における10パーセント以内の減額変更を除く。）又は中止しようとするときは、長瀬町おもてなし力向上支援事業補助金事業計画変更（中止）承認申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。ただし、交付決定金額の増額は認めないものとする。

- (1) 長瀬町おもてなし力向上支援事業補助金変更後経費内訳書（様式第5号）
- (2) 変更後の費用等が分かる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定したときは、長瀬町おもてなし力向上支援事業補助金変更承認（不承認）通知書（様式第6号）により補助決定者に通知するものとする。

3 補助決定者が、事業の中止のため申請を取り下げようとするときは、長瀬町おもてなし力向上支援事業補助金交付申請取下届（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助決定者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに長瀬町おもてなし力向上支援事業補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 長瀬町おもてなし力向上支援事業補助金経費決算書（様式第9号）
- (2) 請求明細書及び領収書等（支払日、支払先、支払内容等が確認できるもの）の写し（交付決定後に補助対象事業を実施した場合）
- (3) 補助対象事業を実施したことを示す写真（交付決定後に補助対象事業を実施した場合）
- (4) その他町長が特に必要と認める資料

2 前項の規定による報告書は、補助対象事業の完了の日から30日以内に提出しなければならない。ただし、補助対象事業が交付決定前に実施済みのものについては、交付決定日後30日以内に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第11条 町長は、前条の規定による長瀬町おもてなし力向上支援事業補助金実績報告書が提出された場合は、その内容を審査し、適正と認められるときは、長瀬町お

もてなし力向上支援事業補助金交付確定通知書（様式第10号）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた補助決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、長瀬町おもてなし力向上支援事業補助金請求書（様式第11号）により町長に請求するものとする。

（補助金の交付）

第13条 町長は、前条の規定による補助金の交付請求があったときは、審査終了後、速やかに、補助決定者に補助金を交付するものとする。

（管理）

第14条 補助決定者は、当該補助金を受けて取得した設備等の管理において、善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従いその適正な運用を図らなければならない。

（補助金交付決定の取消し又は返還）

第15条 町長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、長瀬町おもてなし力向上支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により補助決定者に通知し、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 予定された補助対象事業を実施しないとき。
- (2) 事業の実施方法が不相当であるとき。
- (3) 不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (4) その他町長が不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定による取消しをするときは、当該補助金の交付決定の通知を受けた者に対してその理由を示さなければならない。

3 町長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、長瀬町おもてなし力向上支援事業補助金返還命令書（様式第13号）を交付し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。